

30日 歯学連発第 5 号
平成 30 年 4 月 12 日

一般社団法人日本歯科医学会連合 会員学会
一般社団法人日本口腔顔面痛学会
理事長 今村 佳樹 殿

一般社団法人 日本歯科医学会連合
理事長 住友 雅



平成 30 年度医療問題関連事業の「課題」募集について

謹 啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当法人では、本年度事業の一つとして「医療問題関連事業」を実施いたします。

このたびは、別紙の要領で「新しい医療機器および技術の導入に関する資料収集および調査研究」についての「課題」を募集することとなりました。

下記項目について、5月 25 日(金)までに事務局へ電子メールにて申請をお願いいたします。当法人にて審査の上、採否をお知らせいたします。

謹 白

医療問題関連事業 申請項目

申請団体 ○○法人○○学会

申請課題(例) ○○についての調査研究

研究内容要旨 200 字程度(字数制限なし)

報告書作成担当者 論文, 報告書等の連絡責任著者(予定者)名で申請
論文は複数名共著で可

【申請, お問合せ先】

一般社団法人日本歯科医学会連合事務局

TEL:03(6272)5286 FAX:03(3263)7761

E-mail: jimukyoku@nsigr.or.jp

一般社団法人 日本歯科医学会連合 平成 30 年度事業

事業名称 新しい医療機器および技術の導入に関する資料収集および調査研究

歳出科目 事業費支出 医療問題関連事業

趣 旨

企業が独立行政法人医薬品医療機器総合機構、第三者認証機関に新たに開発した医療機器の承認、認証を求めるとき、性能、効能等に関わる文献、資料等の提出が必要となる。

また、企業が厚生労働省に対し、承認、認証を得た医療機器および体外診断用医薬品の保険適用申請を行う場合、新機能、新技術、新項目の範疇においては新規性となる根拠を文献資料により提出することが求められる。

医療技術評価提案書の提出にあたり、その記載要領(例:厚生労働省診療報酬調査専門組織 技-3-2, 29.1.19)には、エビデンスレベルについての記載がある。したがって、提案書の採択にはより高いエビデンスレベルを示す資料の添付が求められる。この資料収集と作成は、改定の前年のみならず、組織的、継続的取り組みが必要である。

そこで、当法人は、こうした保険医療に関わる諸制度に対応し、受診者に良質な歯科医療を提供することを目的として、医療問題関連事業を実施する。

平成30年度事業

1. 申請課題について資料収集、調査研究等を行い、概要を和文報告書(論文として出版されない文書)として作成する。
2. 和文報告書の内容をふまえ、調査研究論文、学会見解論文、総説、システムティックレビュー、メタアナリシス、ケースシリーズ等の中から論文形式を選択し、英文論文を作成し、投稿する。当法人は掲載誌を指定しない。
3. 既出版された和文調査研究論文等を翻訳し、「英文論文」(Secondary Publication)を作成する予定の課題については、当事業における募集の対象とはしない。

事業費

研究助成金(資料収集費または原稿料に相当)として、会員学会に交付する。

申請課題1件あたり 10万円を上限

和文および英文の成果物提出

1. 和文報告書(論文以外)を提出する。
和文報告書は英文論文に記載予定の内容を要約した日本語の文書とする。
和文報告書(電子版)の提出期限: 平成 31 年8月 31 日 17:00
2. 英文論文(例に記載の形式)を作成し、投稿する。電子版公開後と出版後、可及的速やかに、pdf ファイル等を当法人事務局に提出する。

※報告書等は、関係諸団体に情報提供することがある。